

**小田原市強靱化地域計画
《概要版》**

令和4年（2022年）2月

小田原市

計画の概要

「強さ」と「しなやかさ」を備えた持続可能な都市づくりの推進

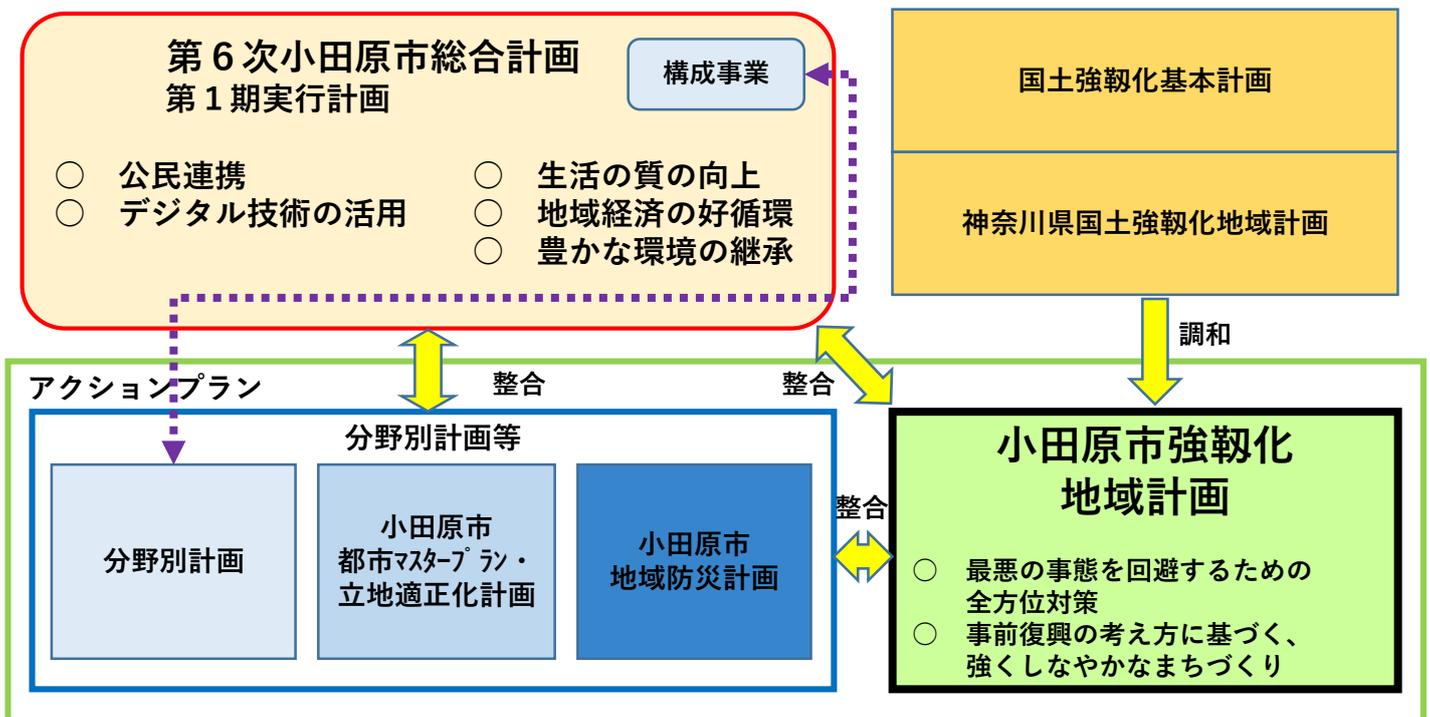
防災・減災 + 将来を見据えた都市基盤整備 + 自助・共助

国土強靱化とは、これまでの自然災害が発生する度に、尊い命が多数失われ、社会インフラが破壊され、その復旧・復興を長期間にわたり行うという事後対策の繰り返しを避け、被害を軽減するための防災・減災施策と迅速な復旧・復興に資する施策を、事前に総合的かつ計画的に実施することにより、いかなる自然災害が発生しようとも、最悪な事態に陥ることなく、人命が守られ、社会経済への被害が致命的にならずに迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた社会を平常時から構築することを目標としたものです。

このような考え方にに基づき、国では、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」)を制定するとともに、平成26年に「国土強靱化基本計画」を策定しています。

本市においても、強さとしなやかさを備えた持続可能な都市づくりを推進するため、基本法第13条に基づき、本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示すものとして「小田原市強靱化地域計画」を取り纏めました。

計画の位置付け



小田原市強靱化地域計画の特徴及び計画期間等

- あらゆる自然災害を想定した42の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本市の現在の取組の脆弱な分野（脆弱性）を分析し、課題解決のため必要な今後の取組の方向性を総合的に検討し、取り纏めました。
- 公共施設の保全や更新、市民・事業者・地方公共団体等との連携による各種施策等、強靱化に繋がる平時からのハード整備とソフト対策の適切な組み合わせによる取組を、代替性と冗長性等の確保を重視して幅広く位置付けました。
- 本計画は災害に強い人づくり・都市づくりの取組の方向性を示すものであり、計画期間は定めません。
- 本計画の見直しは、本市の総合計画の改訂等や関係法令や基本計画の見直しのタイミングで大規模自然災害等の検証結果等を踏まえ、リスクシナリオの再確認を行い、必要に応じて脆弱性評価を再度実施することにより行います。

計画の基本事項

《想定する災害》

地震、地震火災、地震による津波、浸水（洪水、内水、高潮、高波）による被害、土砂災害（土石流、崖崩れ）、噴火による降灰等の自然災害全般

《基本目標》

- 人命の保護が最大限図られる
- 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- 迅速な復旧・復興を行う

《事前に備えるべき目標》

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

事前に備えるべき目標と42の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。	1-1	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生
		1-3	風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生
		1-4	富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生
		1-5	避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
		2-2	消防吏員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態
		2-3	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生
		2-5	帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大
		2-6	車中泊避難等の多数発生による健康被害等の発生
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-8	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態
		3-2	市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化
		5-2	漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下
		5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化
		6-2	緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断
		6-3	鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生
		7-3	地震、風水害時の三保ダムの決壊による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-7	文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少
9	災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後も、女性や子供を含む市民・地域が力を発揮できる環境を整備する。	9-1	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態
		9-2	要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態
		9-3	避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態
		9-4	避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態
		9-5	避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気は阻止される事態

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための取り組みの方向性

《表の見方》

9つの事前に備えるべき目標

42の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

○ 取組の方向性の代表例

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

1-1 住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 建物所有者等への継続的な支援や啓発の実施による住宅や多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進、耐震シェルターの設置補助
- 防災教室等を通じた家具転倒防止対策の普及・啓発
- 避難行動のためのマイマップ作りを通じた避難経路の危険箇所の把握等、通学路や生活道路の安全対策の推進
- 学校施設での実践的な避難訓練の実施、社会福祉施設等における避難確保計画の策定やその基づく訓練の推進
- 耐震化未実施公共建築物の耐震化の推進及び施設の機能・配置の適正化・総量縮減
- 消防署所の計画的な施設維持管理による消防力の確保

1-2 大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生

- 小田原市津波防災地域づくり推進計画に基づく警戒避難体制の確立、沿岸部におけるハード整備や住民の避難訓練等のソフト対策の有機的な組み合わせによる「逃げ遅れゼロ」の推進
- 相模灘沿岸における高潮浸水想定区域の指定に伴う高潮住民説明会や防災教室等を通じた住民意識の啓発や正しい避難行動に関する住民周知の徹底

1-3 風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生

- 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを活用した住民への早期避難の周知・徹底、ハザードマップの冊子化の推進
- 県管理河川の改修や河道掘削等に関する要望や働きかけ
- 市管理の準用河川や水路の計画的な改修や河道掘削等の推進

1-4 富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生

- 富士山火山防災対策協議会の検討結果を踏まえた、降灰対策や健康被害対策、インフラ維持管理対策等の各種対策の検討
- 避難対策を中心とした溶岩流対策の検討
- 市域における市民生活や経済活動等が継続困難な状況になった場合の広域避難に関する県との連携・検討の推進

1-5 避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

- 住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち自らの判断で避難行動をとり、行政が全力でこれを支援する社会を構築するために、住民の避難判断に資する我が家の避難行動マニュアルの配布等の啓発施策の推進
- 市の適切な時期と要領で避難情報等を発出できる体制整備の推進
- 防災行政無線の老朽化更新に伴う情報伝達手段の最適化の調査研究、これに基づく整備の推進
- 避難場所開設にあたる配備職員体制の強化による避難場所開設遅れの防止

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

- 2-1 物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
- 広域避難所及び収集備蓄倉庫における備蓄食料等を適切に維持・管理・追加・更新を行うための総合的な施策の推進、流通備蓄による物資の確保に関する研究・検討
 - 市民一人ひとりへの最低限3日分の食料・飲料水等の備蓄の啓発、ローリングストックの推奨
 - 耐震性貯水槽による災害時飲料水供給体制の確立、給水車による非常時給水体制の確立
 - 物資の受入れ・管理・配送に関する協力企業・団体との協定の締結、救援物資ターミナルに関する体制の確立
 - 物資の緊急輸送を円滑・確実に行うための、緊急輸送道路及び同補完道路等の整備の推進
- 2-2 消防吏員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態
- 消火・救急・救助活動の中核である消防本部の機能の向上や消防庁舎の整備、消防団員の確保と災害対応能力向上や救急・救助用の資機材の整備、消防車両の計画的な更新・整備等による救急・救助能力の強化
 - 災害拠点病院である市立病院への救急ワークステーションの設置
 - 広域連携訓練の継続的な実施、緊急消防援助隊の活動拠点の確保、現場指揮本部等の機能強化
- 2-3 救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 消防本部の非常用発電機の維持整備及び燃料の確保、消防署所のエネルギー確保に関する検討
 - 災害拠点病院である市立病院の非常用発電機の維持整備及び燃料の確保（建替え後含む。）市内医療機関に対する対応策に関するエネルギー事業者等との検討の推進
- 2-4 片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生
- 孤立予想地区に対する重点的な備蓄等の事前対策、発災後の救出・救助、物資支援体制の確立
 - 片浦診療所の適切な管理運営による発災初期の医療体制の確立
 - 地域内ヘリコプター臨時離着陸場を活用した域外救助・救出体制の確立、物資支援体制の確立
- 2-5 帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大
- 通勤・通学者、来訪者への適切な情報提供、市民や事業者との協力体制の強化、公民連携による帰宅困難者対策の強化、近隣自治体との連携
 - 小田原駅周辺における帰宅困難者避難場所の開設、市外勤務者の帰宅困難により、ケアが必要となった子供や児童に対する支援体制の整備・推進
- 2-6 車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生
- 一定数の車中泊避難者が発生することを前提とした避難者の把握・支援要領、車中泊避難場所の確保等の検討
 - 車中泊避難の健康被害リスクに関する住民への周知・徹底、車中泊避難者発生以降の早期解消策に関する検討・推進
- 2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
- 発生の切迫性が指摘されている神奈川県西部地震を目標にした災害時医療体制の確立、多数負傷者等の発生、健康被害の発生に対する市民の生命・身体安全確保を図る体制の構築
 - 災害時医療体制として、医師会等や病院群との連携による仮設救護所の開設、有床病院における早期診療の再開のためのBCPの策定等の推進
- 2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
- 避難所の衛生環境悪化防止策の推進、患者発生時の疾病・感染症患者の住み分け、応急医療体制の整備、健康管理指導等健康衛生体制の整備の推進
 - 風水害時の河川氾濫・内水氾濫等による衛生環境の悪化防止策に関する市民への普及・啓発

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態

- 市の災害対策本部が設置される市役所庁舎は免振工事が完了、最大震度6強まで機能発揮可能、山王川最大規模氾濫時の浸水対策・代替機能確保要領の検討の推進
- 発災後72時間以上稼動可能な非常用電源の確保、中長期的な燃料供給体制の整備の推進
- 電気自動車を活用した災害時の補助的なエネルギー確保策の導入推進
- 市のBCP及び受援体制の整備推進、訓練等を通じた実効性の向上
- 防災行政無線の老朽化更新に伴う情報伝達手段の最適化の調査研究、これに基づく整備の推進
- 災害時の情報収集体制へのドローンやSNS等のICT技術の活用

3-2 市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下

- 市職員の適切な業務配分や休養体制の確立による過重労働の防止
- 発災直後から1週間程度の昼夜連続勤務のためのローテーション勤務体制の確立
- 災害時の職員用飲料水・食料の備蓄・確保に関する啓発・検討
- 市職員の体調管理・心の健康管理のための臨床心理士・保健師によるカウンセリング体制の整備

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 情報通信事業者と連携した災害に強い情報通信機能のさらなる確保・多重化の推進

4-2 テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 報道関係者・情報提供事業者に対する公平・適切な情報提供体制の確立、複数メディアによる情報発信体制の確立・連携の強化
- 防災行政無線の老朽化更新に伴う情報伝達手段の最適化の調査研究、これに基づく整備の推進
- J:COM小田原やFMおだわらとの協定に基づく情報提供、ヤフー防災情報との連携、防災メールの自動配信機能の整備等各種情報提供手段の整備

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化

- 企業のBCP策定及び事業継続訓練に関する普及・啓発
- 災害時の中小企業等への緊急相談窓口の設置

5-2 漁港施設、船舶の被災による機能の停止、海上輸送機能の低下

- 小田原市営漁港施設の老朽化対策、県と連携した耐震岸壁の整備の推進
- 船舶、コンテナ等の漂流物防止対策の推進

5-3 緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- 基幹的陸上交通ネットワークの寸断による市域全体の孤立化リスク軽減のための神奈川県西部と静岡県東部も結ぶ高規格道路建設計画の推進
- 市内幹線道路の災害時の円滑な物流処理、避難の安全確保等の防災機能の向上
- 市内緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化、無電柱化の推進、小田原市土木建設共同組合等との協定に基づく、道路啓開体制の整備

5-4 食料等の安定供給の停滞

- 海上輸送路の確保、陸上交通ネットワークの確保
- 地域農業・水産業の振興による地産地消の食料供給圏の整備、ブランディングによる安心・安全な食の供給体制の整備

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1 電力・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化

- 災害発生後、生活・経済活動に多大な影響を及ぼす上下水道、汚水処理・廃棄物処理施設等の施設や管路の更新・耐震化の推進、関係機関や協定市等との訓練の実施
- 電気やガス等のライフライン事業者との緊密な連絡体制の確立、訓練による実効性の向上

6-2 緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断

- 市内緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化、無電柱化の推進、小田原市土木建設共同組合等との協定に基づく、道路啓開体制の整備

6-3 鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止

- 鉄道事業者と協力した早期の鉄道交通網の早期運行再開に向けた対策の推進、鉄道施設の耐震化や鉄道ネットワークの強化
- バス事業者と連携・協力した避難所や仮設住宅団地等の生活関連施設間のバス路線の設定等の検討・推進、想定されるバス路線網の早期啓開体制の確立

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

- 大規模火災発生の可能性が高い木密住宅地等の耐火性の高い建築物への建て替えを促進、啓発
- 住宅用感震ブレーカーの高性能化・低廉化に伴う導入の促進
- 住宅用消火器、住宅用火災報知器の設置の推進による住宅火災の早期発見、初期消火体制整備

7-2 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生

- 応急危険度判定、被災住宅危険度判定の実施による被災建築物の倒壊や部材の落下等の二次被害発生の防止

7-3 地震、風水害時の三保ダムの決壊による二次被害の発生

- 平素からの三保ダム管理事務所との連絡・連携体制の確立
- 大雨や地震に対する三保ダムの安全性に関する市民への周知・徹底

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質流出防止事前対策としての公害発生源への立入調査・監視の実施、専用水道等の届け出の審査等の事業者への指導・啓発の実施
- 発災後の有害物質の検知、影響範囲の指定、除染等のための関係機関との連携体制の整備

7-5 長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 平素からの小田原産農産物のブランド化の推進による集客力・購買需要の喚起、災害時の早期営農環境復旧への足掛かりの確保
- 酒匂川等の氾濫防止のための河道の浚渫や河川敷内樹木の伐採に関する県への要望
- 森林や里山、林道等の適切な整備、維持・管理による大規模土砂災害の防止

7-6 風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な被害

- 復旧・復興が大幅に遅れ、被災地としてのイメージが定着してしまうことを防止するため、被災後迅速に復旧・復興するための事前復興計画策定に向けた検討の推進
- 大規模災害時のデマ防止等のための市ホームページや広報誌等の適時・適切な広報体制の確立

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害発生後早期の市災害復興本部の設置、将来の小田原を見据えた復興計画策定に資する事前準備としての地域と十分に話し合われた事前復興計画の策定に向けた検討の推進
- 住民との合意形成された都市マスタープランに基づいた被災後の秩序あるまちづくりの推進、小田原市災害復興マニュアルの策定

8-2 復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平素から地域と連携した復興まちづくりの中核となるリーダーやこれを支える人材の確保
- 備蓄が困難な復旧・復興に必要な資機材を迅速に調達するための関連団体・事業者及び国・県との連携・調整の実施

8-3 被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ

- 被害認定調査業務や罹災証明発行業務に使用する「被災者支援システム（仮称）」の導入、平素からの操作研修等の実施
- 市有地、県有地を中心に建設型仮設住宅建設予定地を確保するとともに、市営住宅の空き室を賃貸型応急住宅として被災者に提供できる枠組みを構築
- 賃貸型応急住宅に関する事前取り決め、事務手順等を関係事業者の協力を得て検討
- 平素の各種相談窓口を拡充した生活委再建支援体制の整備
- 平素から地籍調査を継続的に実施し、災害時の境界情報の喪失や確定作業の遅れを防止

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平素からのまちづくり委員会等の話し合いを通じ、地域の絆を強めるとともにそれぞれの地域が思い描く理想の地域コミュニティの実現に向けた取り組みを継続的に実施
- 災害時の地域の治安悪化防止に役立つ平素からの防犯パトロールや青少年の見守り活動を継続して実施

8-5 大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震及び風水害時の災害廃棄物処理体制の整備、仮置場選定手順や搬入・分別要領等の基本的な考え方の整理
- 地域ごとの住民仮置場候補地の事前選定及び発災後の迅速な選定・設置体制の確立
- 被災した建築物の解体等本市のみでは対応できない事態を想定した民間事業者との協定の締結

8-6 新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 鉄道事業者との防災会議メンバーとしての連携体制の構築、定期的な作業部会の開催
- 緊急輸送道路等機関道路網の早期啓開・復旧のための国・県・関係事業団体等との連携体制の構築

8-7 文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少

- 小田原城をはじめとする文化財や観光資源の耐震化等の減災対策の推進、早期復旧体制の構築
- 小田原城被災時の復興基金等確保のための全国・海外でのシティセールスの実施等に資する平素からの関係団体等との連携の強化
- 平素からのシティプロモーション等による小田原市のブランド力の向上

目標9 災害に強い人づくり・地域づくりをすすめるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する。

9-1 市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

- 市民、地域の事業者が共助力を発揮し、発災直後から救助活動や避難所開設・運営等が迅速・適切に実施されるための平素からの関係性の構築、訓練等を通じた連携の強化
- 市いっせい総合防災訓練等の場を通じた市民の防災意識の高揚、事業者の訓練参加環境の整備
- まちづくり委員会等の活動を通じた地域コミュニティづくりの推進、小田原市民学校等による活動の担い手の育成

9-2 要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態

- 避難行動要支援者に対する個別計画の作成や支援者のマッチングの推進、防災訓練等への参加の奨励
- 福祉避難所の充実のための社会福祉法人等との協定締結の推進
- 多言語サービス等の外国人支援体制の充実

9-3 避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態

- 要配慮者の避難生活に適した福祉避難所の充実・確保、障がい者支援団体等との連携の強化
- 広域避難所における要配慮者の避難生活のための避難所環境の整備、避難者の避難所マナーの徹底や意識啓発の実施
- 外国人への対応や意思疎通の円滑化のための携帯型翻訳機の導入

9-4 避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態

- 住民主体の避難所自主運営の更なる深化、訓練等を通じた運営要領の見直し・改善
- 避難所運営における積極的な女性の意見の反映のための女性参画体制の推進
- 女性のみならず、高齢者、障がい児者、外国人、性的マイノリティ等への配慮や支援に関する普及啓発・意識啓発

9-5 避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気が阻止される事態

- 明るく健全な避難所運営を目指した子供たちの避難所運営の参画の普及啓発、大人の意識改革
- 子供の惨事ストレスへのケア体制の確立に資する平素からのスクールカウンセラー体制の拡充、外部専門家との連携体制の検討

複数のリスクシナリオにまたがる横断的な取り組みの方向性

横断的事項1 老朽化対策の推進

- 各施設の劣化状況の把握、全庁的な視点からの維持修繕の優先順位付け、計画的かつ効果的な保全・更新
- 今後一斉に建て替え時期を迎える学校施設等の大型公共施設の事業費の平準化やコスト縮減、統廃合や複合化等の再編整備等の検討、時代のニーズに対応した公共施設への再生

横断的事項2 公民連携の推進

- 公民連携による新たな価値の創造に繋がる施策の推進
- 防災・減災分野におけるICT技術の効果的な活用
- 公民連携を担う人材育成のための研修・情報交換

小田原市強靱化地域計画《概要版》

令和4年（2022年）2月

小田原市防災部防災対策課